就労世代の健康づくり推進事業委託業務に係るプロポーザル公募要領

和歌山県(以下「県」という。)では、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、就労世代の県民に対して、自身の身体の状態を把握するための機器やツール等の使用及び専門家による指導を行うことで、効果的な生活習慣の改善による健康増進を図るための事業を実施します。

ついては、これらの業務を効率的かつ効果的に実施する民間企業、学校教育法に基づく大学及び高等教育機関、その他の団体を募集します。

1 委託業務の概要

(1)業務名

就労世代の健康づくり推進業務

(2)業務の目的

生活習慣病は、喫煙や食習慣等の生活習慣の改善により病気の発症や重症化を予防することができる一方で、特に就労世代においては、さまざまな要因のために健康づくりに取り組みにくい状況があることから、就労世代への健康支援は生活習慣病の予防及び健康寿命延伸のために重要な課題である。そこで、身体の状態を測定する機器やツール等を活用し、自身の身体の変化を把握することで、生活習慣を改善しようとする意識を高めるとともに、専門家の指導を通して正しい生活習慣を身に付けることにつなげるなど、効果的な生活習慣の改善による健康増進を図ることを目的とする。

(3)業務内容

別紙「就労世代の健康づくり推進事業委託業務に係る企画提案書作成のための仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5)委託料上限額

金1,100,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (6)債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第1号に規定する 暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密 接な関係を有する者(第6条において「暴力団関係者等」という。)に該当しない者、 又は禁錮以上の刑に処され、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受け ることのなくなるまでの者に該当しない者であること。
- (8) 国税、県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (10) 提出した書類に虚偽又は不正はないこと。

3 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和6年8月1日(木)9時
質問受付期間	公募開始日~令和6年8月16日(金)17時まで
質問回答	令和6年8月23日(金)にホームページで公開
企画提案書の受付	公募開始日~令和6年9月2日(月)17時必着
選定委員会	実施日時等は別途、参加者宛て通知
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降速やかに通知

4 質問及び回答

本プロポーザルへの応募に当たって、質問事項がある場合は、質問票(様式6)を提出すること。(口頭による質問は受け付けない。)

(1)受付期限

公募開始日から令和6年8月16日(金)<u>17時まで(必着)</u>なお、口頭による質問や質問期限を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。

(2) 提出方法

電子メールにより提出し、提出後は健康推進課宛て電話にて受領確認を行うこと。なお、質問受付期限を過ぎて提出された質問票は一切受け付けない。

(3) 提出先

和歌山県福祉保健部健康局健康推進課

E-mail: e0412001@pref.wakayama.lg.jp

(4)回答

質問に対する回答は、令和6年8月23日(金)に和歌山県ホームページにおいて公開する。

なお、企画提案書類の記載内容及び審査基準に関する質問、他の応募者からの企画提案書類提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため一切受け付けない。

5 企画提案書類等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

プロポーザル参加者は、次に掲げる書類を必要部数提出すること。書類は全てA4サイズとする。

番号	提出書類名	部数
1	企画提案申請書(様式1)	1 部
2	応募資格に反しない旨の宣誓書 (様式2)	1 部
3	企画提案書(任意様式)	正本1部、
	別紙「委託業務仕様書」の業務内容の具体的な提案に加え、以下	副本4部
	の内容を必ず盛り込むこと。A4版15ページ以内	
	(ア) 本事業の取組方針、目標	
	(イ) 本事業の実施スケジュール	
	(ウ) 実施できる事業手法及び内容	
	(エ) アンケート調査の内容 (調査票案を含む) と結果の活用方法	
	(オ) 事業を遂行するに当たっての実施体制	
	※糖尿病専門医等医師の指導のもと実施できる体制を整備する	
	こと。	
	(カ) 本事業に類する事業の実施実績等(過去3か年程度)	
	(キ) 個人情報の取扱い	
	(ク) その他、効果的に事業を実施するための企画案(工夫点)	
4	見積書(様式3)	正本1部、

・宛名は「和歌山県知事 岸本 周平」とすること ・仕様書で指定する内容に要する経費を計上し、見積金額は1 (5)の委託料上限額を超えないこと ・各業務内容別に経費の内訳を記載すること ・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載すること ⑤ 団体の概要に関する調書(様式4) ⑥ 直近事業年度の決算を明らかにする書類(法人は貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等、個人は青色申告書または白色申告書の写し) ⑦ 役員等に関する調書(様式5)		以下の点に留意すること。	副本4部
・仕様書で指定する内容に要する経費を計上し、見積金額は1 (5)の委託料上限額を超えないこと ・各業務内容別に経費の内訳を記載すること ・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者で あるかに関わらず、見積もった金額に該当金額の100分の10に 相当する額を加算した額を記載すること ⑤ 団体の概要に関する調書(様式4) 1部 ⑥ 直近事業年度の決算を明らかにする書類(法人は貸借対照表・損益 計算書・株主資本等変動計算書等、個人は青色申告書または白色申 告書の写し) 1部		・宛名は「和歌山県知事 岸本 周平」とすること	
(5)の委託料上限額を超えないこと ・各業務内容別に経費の内訳を記載すること ・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載すること ⑤ 団体の概要に関する調書(様式4) ⑥ 直近事業年度の決算を明らかにする書類(法人は貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等、個人は青色申告書または白色申告書の写し) ⑦ 役員等に関する調書(様式5)			
・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載すること ⑤ 団体の概要に関する調書(様式4) ⑥ 直近事業年度の決算を明らかにする書類(法人は貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等、個人は青色申告書または白色申告書の写し) ⑦ 役員等に関する調書(様式5)			
あるかに関わらず、見積もった金額に該当金額の100分の10に 相当する額を加算した額を記載すること ⑤ 団体の概要に関する調書(様式4) ⑥ 直近事業年度の決算を明らかにする書類(法人は貸借対照表・損益 計算書・株主資本等変動計算書等、個人は青色申告書または白色申告書の写し) ⑦ 役員等に関する調書(様式5) 1部		・各業務内容別に経費の内訳を記載すること	
相当する額を加算した額を記載すること 1部 ⑤ 団体の概要に関する調書(様式4) 1部 ⑥ 直近事業年度の決算を明らかにする書類(法人は貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等、個人は青色申告書または白色申告書の写し) 1部 ⑦ 役員等に関する調書(様式5) 1部		・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者で	
⑤ 団体の概要に関する調書(様式4) 1部 ⑥ 直近事業年度の決算を明らかにする書類(法人は貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等、個人は青色申告書または白色申告書の写し) 1部 ⑦ 役員等に関する調書(様式5) 1部		あるかに関わらず、見積もった金額に該当金額の 100 分の 10 に	
(6) 直近事業年度の決算を明らかにする書類(法人は貸借対照表・損益 計算書・株主資本等変動計算書等、個人は青色申告書または白色申 告書の写し) (7) 役員等に関する調書(様式5)		相当する額を加算した額を記載すること	
計算書・株主資本等変動計算書等、個人は青色申告書または白色申告書の写し) ① 役員等に関する調書(様式5) 1部	(5)	団体の概要に関する調書(様式4)	1 部
告書の写し)①役員等に関する調書(様式5)1部	6	直近事業年度の決算を明らかにする書類(法人は貸借対照表・損益	1 部
⑦ 役員等に関する調書(様式5)1部		計算書・株主資本等変動計算書等、個人は青色申告書または白色申	
		告書の写し)	
	7	役員等に関する調書(様式5)	1 部
⑧ 定款又は寄付行為の写し 1部	8	定款又は寄付行為の写し	1 部
⑨ 法人登記事項証明書 1 部	9	法人登記事項証明書	1 部
⑩ 印鑑登録証明書 1部	10	印鑑登録証明書	1 部
① 都道府県税に未納がない旨の証明書 1部	(1)	都道府県税に未納がない旨の証明書	1 部
② 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がない旨の証 1部	12	法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がない旨の証	1 部
明書		明書	

- ※「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱」第3条に定める入札 参加資格を有する者が本プロポーザルに参加する場合は、同入札参加資格決定通知書の 写しの提出をもって⑥~⑫の書類の提出を省略することができる。
- ※学校教育法に基づく大学及び高等教育機関が本プロポーザルに参加する場合は、⑥~⑫の書類の提出は不要とする。
- ※⑪、⑫については、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

(2) 提出期限

令和6年9月2日(月)17時まで(必着)

ただし、和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日を除く日の9時から17時まで

(3) 提出方法

上記期限内に持参又は郵送により提出すること。

ただし、(1)①企画提案申請書及び④見積書は、電子データでも提出すること。 ファイルサイズが8MBを超える場合は受信できないため、大容量ファイル送受信サービスを利用する際に要するURLの提供を提出先に電子メールで依頼すること。

提出後、受領確認を健康推進課宛て必ず行うこと。

提出期限を過ぎて提出された企画提案書等は一切受け付けない。

(4) 提出先

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県福祉保健部健康局健康推進課(和歌山県庁北別館5階)

(5) その他留意事項

ア 公募要領の承諾

本プロポーザルに応募する者は、企画提案書類等の提出をもって、公募要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提出書類の返却

提出された企画提案書等は返却しない。

なお、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

ウ 提案書類の追加、修正等

一旦提出された提出書類の差し替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。ただし、県が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

エ 提案に係る費用負担

企画提案書等の作成及び提出等に要する費用は、提案者の負担とする。

6 委託事業者の選定及び評価方法

(1)審査方法

- ①企画提案書及び20分程度(説明15分、質疑5分)のプレゼンテーション(質疑応答を含む。)により審査を行う。
- ②プレゼンテーションでは、企画提案書の説明、内容確認及びヒアリングを実施する。 (追加提案や追加資料の配布、パソコンやプロジェクター等の使用は認めない。)
- ③事業者の選定は、「和歌山県福祉保健部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の審査により行う。 なお、選定委員会は、あらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づき、提出書類及び

参加者によるプレゼンテーションの内容により審査・評価を行う。

(2)審査基準(予定)

	評価項目	評価内容	配点
企画提案内容	方針・業務理解	業務の目的や内容を的確に捉えた企画が提案されて いるか	5
	企画	第四次和歌山県健康増進計画の内容をよく理解し、 糖尿病及び就労世代の生活習慣に関する課題等を踏 まえて提案されているか	10
		本業務に先行して実施されている取組等を踏まえて 提案されているか	10
	実行	効果的かつ効率的に実態を把握できる調査手法が提 案されているか	10
		生活習慣を改善しようとする意識の高揚につなげる ため、「Free Style リブレ2」を効果的に活用した 内容で提案されているか	10
		生活習慣の改善につなげるため、測定期間中に実施 する効果的な健康相談等が提案されているか	10
		血糖値のモニタリングの結果、医療機関の受診が必要な被検者に対して、受診につなげるための工夫された受診勧奨の方法が提案されているか	10
		業務の成果を還元できるような視点を持って提案されているか	10
業務遂行能力	実施体制	組織体制や人員、専門的知識を有する者の配置等事 業を実施する上で十分な体制が確保されているか	5
	スケジュール	適切に進行管理を行うことができ、業務を円滑に実 施できる計画となっているか	5
	個人情報の取扱	被検者から収集する情報を適切な方法で管理できるか	5
	過去の実績	本事業に類する業務を実施した実績があるか。また、その知見や経験等を十分に活用することが期待できるか。	5
	見積額の妥当性	企画提案に係る必要な経費が計上され、かつ妥当で あるか	5

(3) 契約候補者の採用方法

審査の結果、合計点が最も高い者を委託候補者として採用し、最高点の者が複数の場合は選定委員の合議により決定する。ただし、全選定委員の採点の平均点が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。

なお、応募者が1者のみの場合、審査結果において全選定委員の採点の平均点が60 点以上のときは、当該応募者を委託候補者とする。ただし、60点未満のときは、契約候 補者を選定しないものとし、再度公募するものとする。

また、提案者がいない場合も、再度公募するものとする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、選定委員会終了後、速やかに応募者全員に文書により通知するとともに、委託候補者の名称及び評価点については、県のホームページにて公表する。

(5) 実施日時

別途、参加者宛て通知する。(令和6年9月上旬頃を予定)

(6) 実施場所

別途、参加者宛て通知する。

- (7) その他
 - ・プレゼンテーションの参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。
 - ・指定時間に10分以上遅れた場合は、審査対象としない。
 - ・指定時間に遅刻(10分未満)した参加者がプレゼンテーションを実施する場合、プレゼンテーションの所要時間の延長は認めない。

7 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- ① 直接又は間接を問わず故意に選定委員への接触を求めた場合
- ② 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ③ 契約候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的 に開示した場合
- ④ 企画提案書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 公募要領に違反すると認められた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (2)無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 「1 (5) の委託料上限額」を超えた見積額を提示した場合
- (3) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできない。

8 委託契約について

(1) 契約内容についての協議

選定した契約候補者と県は、企画提案の内容に基づき、協議の上で委託業務仕様書の 内容等を確定し、契約を締結する。なお、協議が調わない場合又は契約候補者が契約を 辞退した場合は、選定の結果において次順位の契約候補者と協議する。

(2) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山県財務規則第93条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(3) 支払方法

契約代金の支払いについては、精算払いとする。

なお、県が必要と認めるときは、地方自治法施行令第163条第3号の規定に基づき委託料の前金払をすることができるものとする。

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託等の禁止

受託者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、効率的に業務を遂行する上で必要と認めるときは、県の承諾を得た上で、その一部を委託することができる。

(2)情報セキュリティ管理

受託者は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年 10 月 5 日条例第 38 号)、和歌山県情報セキュリティポリシーの他、関係法令等を遵守する。

(3) 秘密の保持

受託者は、本業務を遂行する上で、知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。 なお、このことは、本業務終了後においても同様とする。

(4) 権利の帰属

受託者は、委託業務で作成した全ての成果物に関する著作権は、原則として県に帰属する。ただし、協議により、県が認めた場合はこの限りではない。

(5) 経理

受託者は、業務に係る経理状況を明確にしておくとともに、県の求めに応じて説明する必要がある。

10 その他

- (1) 本プロポーザル及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 採用された企画案、本業務に基づき作成された成果物に関し、全ての著作権は、県に帰属するものとし、県の判断で自由に使用し、又は使用させることができるものとする。また、県において成果に関する説明会等を開催する場合、受託者は成果の説明等に協力するものとする。
- (3) 受託者において本業務に基づき作成された成果物に関する成果発表等を行う場合は、 県からの委託業務の成果であることを明らかにすること。また、業務により得られた資料・情報等は、県の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。
- (4)業務の履行及び提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、全て提出者が負うこと。
- (5)業務の履行に際し、第三者が権利を有する著作物を使用する場合には、著作権、肖像 権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む一切の手続を受 託者において行うこと。

11 担当及び問合せ先

担当課 和歌山県福祉保健部健康局健康推進課

担当者 中村·野田

住 所 〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地

電 話 073-441-2656 (直通)

FAX 073-428-2325

E-mail e0412001@pref.wakayama.lg.jp